

男鹿市告示第137号

男鹿市総合窓口に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年12月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市総合窓口に関する規程の一部を改正する告示

男鹿市総合窓口に関する規程（平成17年男鹿市告示第2号）の一部を改正する告示の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 総合窓口で扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諸証明発行のこと。</p> <p>住民票の写し、記載事項証明 戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本、記載事項証明 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 身分証明書 年金現況届の証明 課税証明書 非課税証明書 営業証明書 資産証明書 公課金証明書 住宅用家屋証明書 納税証明書等</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 国民健康保険のこと。</p> <p>資格異動の受付及び入力 <u>資格確認書及び資格情報</u></p>	<p>(事務の範囲)</p> <p>第2条 総合窓口で扱う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 諸証明発行のこと。</p> <p>住民票の写し、記載事項証明 戸籍・除籍・改製原戸籍の謄抄本、記載事項証明 戸籍の附票の写し 印鑑登録証明書 身分証明書 年金現況届の証明 課税 <u>(所得)</u> 証明書 非課税証明書 営業証明書 資産証明書 公課金証明書 住宅用家屋証明書 納税証明書等</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 国民健康保険のこと。</p> <p>資格異動の受付及び入力 <u>被保険者証</u>の交付 保険</p>

改正後	改正前
<p><u>のお知らせ</u>の交付 保険給付費等の申請受付            (8) 後期高齢者医療に関すること。            資格異動の受付 <u>資格確認書</u>の交付 医療給付費等の申請受付            (9)～(11) (略)  <u>(12)～(21)</u> (略)</p>	<p>給付費等の申請受付            (8) 後期高齢者医療に関すること。            資格異動の受付 <u>被保険者証</u>の交付 医療給付費等の申請受付            (9)～(11) (略)  <u>(12) 学校転入退学に関すること。</u>  <u>転入退学通知書の交付</u>  <u>(13)～(22)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条第7号及び第8号の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。